教育学研究科・教育学部在学生・教職員の皆様へ ならびに教育学研究科・教育学部の授業を履修する学生の皆様へ

2021年4月26日

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 4 都府県を対象にした緊急事態宣言が 4 月 23 日に発出され、4 月 25 日から実施されております。この措置を受け、本学においても、4 月 27 日(火)に、活動制限指針レベル 0.5 からの引き上げを予定しています。

教育学研究科・教育学部におきましても、大学の活動制限指針レベルに則った対応をしていきます。授業については、4月から始まっている授業実施方法を維持・継続し、原則オンラインで行うことを中心とし、研究科・学部で認めた一部の授業については、最大限の感染防止対策を講じオンラインと対面の併用で行います。詳しくは、「教育学部棟講義室におけるオンライン授業受講について」をご覧下さい。

現状において、新型コロナウィルスの感染拡大は収束の見通しがたっておらず、日本では ワクチン接種の普及も進んでいません。さらに、変異株の急速な感染拡大も深刻で、きわめ て憂慮されております。以上のような状況のもとで、教育学研究科・教育学部としては、オ ンラインでの授業の提供に引き続き万全を期すこととし、学生、教職員の皆様には、不要不 急の登校・出勤を極力控えて下さるように、お願いしているところです。また、対面の授業 を受けるために来校される場合にも、感染予防のためのルールをひとつひとつしっかりと 遵守して下さいますよう、お願いいたします。

教育学研究科・教育学部としては、今後も、学生教職員が安心して大学生活を送れる環境 の構築に努めて参ります。引き続きご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

研究科長・学部長 小玉重夫